

平川市の市章及びロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平川市のイメージアップ、知名度の向上及び市民の一体感の醸成のため定めたキャッチフレーズ「時と水 ゆったり流れる 平川市」と平川市の市章(平成18年1月1日告示第2号)を組み合わせ、平川市のさらなる魅力をアピールするための平川市ロゴマークと市章(以下「ロゴマーク等」という。)の使用取扱に関し必要な事項を定める。

(申請)

第2条 ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「平川市の市章・ロゴマーク使用許可申請書」を平川市長(以下「市長」という。)あて提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 平川市が使用する場合
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (4) その他、市長が適当と認めた場合

(使用の範囲)

第3条 市長は前条の規定により申請書の提出があった場合は、審査の上、内容が適正と判断される場合は、使用を許可するものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

- (1) 平川市の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあると認められるとき
- (2) ロゴマークを定めた趣旨に沿わないと認めるとき
- (3) 法令あるいは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき
- (4) 不当な利益をあげるために使用する場合
- (5) 縮小したときの市章が10mm以下となる場合、または、市章を他の図形、文字と重ねて使用する場合
- (6) その他、市長がロゴマークの使用が不適當と認めるとき

(使用の遵守事項)

第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、ロゴマーク等を使用するに当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的及び用途のみに使用すること
- (2) 指示された色、形状、形式等を正しく使用すること

2 市長は、ロゴマーク等の使用について前条各号及び前項に該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、回収または撤去等を使用者へ求めることができるものとする。

(使用許可期間)

第5条 使用許可期間は、申請者が申請した使用期間とする。ただし、使用する媒体等により使用期間がふさわしくないと認められるときは、使用期間を変更して許可することができる。

(申請内容の変更)

第6条 使用者が、許可を受けた内容を変更しようとする時は、事前に市長と協議しなければならない。

(使用料)

第7条 原則として無償とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用取扱について必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年3月22日から施行する。